

日高博愛園ホームヘルプサービス
指定訪問介護及び
介護予防・日常生活支援総合事業所
運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が設置運営する日高博愛園ホームヘルプサービス指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員の研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス(以下「指定訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 上記の他、事業の運営に当たっては、その他「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年和歌山県条例第65号)を遵守する。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 日高博愛園ホームヘルプサービス

(2) 所在地 和歌山県御坊市藪263番地3 (小林ビル3F)

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 訪問介護員等

サービス提供責任者 1名以上

訪問介護員 1名以上

職員は、介護の提供等に努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護予防訪問介護相当サービスは関係市町村の定め)によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、当該利用者に交付された負担割合証の割合の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2. 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、利用者の同意を得て交通費の実費を受けることができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、御坊市、美浜町、日高町、印南町、日高川町、由良町とする。

(相談・苦情対応)

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者のサービス提供から5年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等も措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第11条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備保管するものとする。

2. 利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(虐待の防止等)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化)

第13条 指定訪問介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 月1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会理事長と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。